



島根県報

平成23年9月30日（金）

号外 第 171 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規 則
（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第75号）

1 規則の概要

- (1) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等の制定に伴う規定の整理（第1条・第3条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成23年10月1日から施行することとした。

規 則

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第75号

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条中「第16条第1項」の次に「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下「新法」という。）第16条第1項」を、「法」の次に「新法」を加え、「（平成22年政令第75号）及び」を「（平成22年政令第75号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成23年政令第308号）、」に改め、「（平成22年厚生労働省令第51号）」の次に「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第120号）」を加える。

第2条の表監査委員事務局の項認定事務取扱機関の欄中「監査委員事務局」を「監査委員事務局監査第一課」に、同表病院局の項中「県立病院課」を「本局県立病院課」に改める。

第3条中「第7条第4項」の次に「及び新法第7条第4項」を加える。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。